

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 教育庁 学校教育課

法令名	佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則	法令番号	昭和57年佐賀県教育委員会規則第8号					
手続名	入学志願の特例の許可	根拠条項	第3条の2第3項					
審査基準	<p>規則第3条の2第3項に定めるやむを得ない事情のあるときとは、以下のようなときをいう。</p> <p>(1) 保護者及び志願者が佐賀県外に住所を有しているが、入学までに佐賀県内に住所を有する見込みが確実なとき</p> <p>(2) 保護者及び志願者が隣接県に住所を有しているが、地理的条件のためその県内の高等学校に通学することが特に困難であるとき</p> <p>(3) 保護者及び志願者が佐賀県外に住所を有しているが、その県内に志願する学科が設置されていないため、佐賀県内の高等学校を志願するとき ただし、この志願要件によって許可する学科は、以下のとおりとする。 デザイン科、セラミック科（有田工業高等学校）及び森林工学科（伊万里農林高等学校）</p> <p>(4) その他区別の事情があるとき</p>							
	受付機関	学校教育課	処理機関	学校教育課	交付機関	学校教育課	標準処理期間	10日
							標準経由期間	日